

# 時事新報

第千七百九十四號  
明治廿年十一月廿六日 土曜日  
丁未年十月十二日 (乙未)  
西曆一千八百八十七年

時事新報定價  
本報新報一年三百六十五日、休刊日七、其代價通  
送郵費料ハ左ノ如シ  
一、一月五元、三月十五元、六月三十元、一年六十元  
一、一月二元、三月六元、六月十二元、一年二十四元  
一、一月一元、三月三元、六月六元、一年十二元  
一、一月五角、三月一元五角、六月三元、一年六元

時事新報廣告料價表

一行廿四文字	一日以上	七元以上	十六日以上
一行廿四文字	一日以上	七元以上	十六日以上
一行廿四文字	一日以上	七元以上	十六日以上
一行廿四文字	一日以上	七元以上	十六日以上
一行廿四文字	一日以上	七元以上	十六日以上

## 時事新報

倫敦タイムズの英國東洋航路論  
加奈陀太平洋鐵道の開けたる爲め英國東洋の航路全  
く變じて向後日本國は殊に其衝に當るを免れざる  
可しとの次第は本月十四十五日の社説欄内に於  
て開陳しよる所なり然るも今爰に本月二十四日の日  
本タイムズ新聞と見るも近著の倫敦タイムズに掲げた  
加奈陀新航路論の振草あり其大意は我輩前日の所  
論に殊さらざれども尙は一層其趣を詳叙して英國東  
洋航路の特加奈陀線路に依らざる可らざるの理由  
を悉すに足る者あれば其要略を譯して爰に登載す  
加奈陀新線路の現今別に稱して帝國線路と爲す所の者  
にして何故に之を帝國線路と名けたるやと云ふに太平  
洋航路の場合を除き他は皆英吉利帝國の領土内を經過  
するの線に基きたる者にして政治上の考より之を見る  
も其要路他は從來の三線路に同じくさるの理亦これ  
に外ならず蓋西線路に依る時ハ佛蘭西伊太利埃及  
の三箇國に其路を假する者にして其他沿岸向は  
西班牙、葡萄牙、モロッコ、アルジェ、亞利比亞の諸  
國地を越する可らず次に喜望峯の線路と雖も佛蘭西、  
西班牙、葡萄牙及びモロッコ諸國の領地を跨ぐを免  
れずして西阿弗利加の大陸と諸國との間にも歐洲列國  
の所領を屬する種民地相連續せり他の一線南米、角峯  
の航路も同斷の次第にして唯餘分に南米諸國の處を增  
すのみなれば以上の三路孰れも不安心ありと云はざる  
可らず然るも此帝國線路に至りてハ北太平洋の諸國は  
英國に屬するもの多くして此處の諸港より領地續たに  
海を越え、ハリファックスの港に渡り同所より鐵道を  
利用してヴァンクーヴァーに達し、轉じて歐洲まで支  
那なり歐本地方に通ずるは容易に於て萬一外國と事  
あるの日に此線路最も英國商賈の利を爲す可きは實  
然なり又軍路上の便利ハ一にして是らざるも就中此  
線路の重要なる地方三箇所に石炭の供給充分なるは隨  
一の利益と爲すも太平洋の終局地たるハリファックス  
の近傍并に太平洋に在りてはヴァンクーヴァー、歐洲  
に在りてはロンドン、二箇所の近傍に石炭多ければ汽  
船の用下一切中を飲ぐの憂わらずと雖も蓋西若くは事  
業の繁華に在りし時は運賃莫大の費用と掛け本國より  
石炭を運送するの不都合ありて其里程もホルトセッド  
まで三千英里アーンまで四千五百里コロンボ若くは喜

又加奈陀線路は時間を節するの一點に於て他の諸線に  
優る所四箇條あり第一本線の地球を面の旅行に於て大  
圓弧の線に當るが故に距離最も近き處に於て緯  
度と緯度を併べし第二途中海上に氣候寒冷にして  
旅客并に航海者の便利は素より、商風若くは颶風等に  
逆らふの憂極めて稀なり第三本線中、二千五百英里の  
距離は直線に鐵道交通の便あり第四航海の線路常に直  
線にして途中迂餘ありなき海岸に沿ふの不便もなく又  
沿岸の諸港其他危險に遇ふの恐を知らざるは皆本線特  
有の利益なる可し  
世には英國東洋の郵便航路は今日既に蘇西線若くは喜  
望峯線に於て引受け居れば此上更に新線路を設くるの  
必要ある可しと論議する者も有り例へば此程の事な  
り政府が東洋郵便物運送の補助としてヒロー會社に  
三十六萬五千磅(一磅は金貨五圓)の保護金を約したる  
如く其論の事實に照はれたる者あらんと雖も今日英  
國東方の貿易は實に非常の進歩を遂げて居るべきもの  
少からず去る千八百六十年に東方諸國に貿易高は一箇  
年總計三億八千萬磅なりしに二十五年と増えて一昨八  
十五年には八億八千萬の多に達し若くも此順序にし  
て進むとすれば今より二十五年の後に即ち一千九百十  
年度に其額廿一億七千萬に上る可きの割合なり且夫  
れのみならず電信鐵道の便開けて支那の一國歐洲と  
商賈を盛んにするに至らば英國東洋の船舶往來は今に  
比して如何なる頻繁と致さんや知る可らず殊に加奈  
陀線路ハリファックスの港は英國を距るものと僅に二千  
四百英里之と今の紐育港に航する者に較ぶれば航海  
日數に二日を減するは數に於て明白の途にして英國、  
ヴァンクーヴァーとハリファックスの間を交通十一日に  
達するは容易あり英國政府に於ても早く之に着手し  
しめ、來八十八年の二月より二月間一度づつヴァン  
クーヴァー及香港の間に定期航路を開き郵便物運送の  
事務を引受くる者又は政府より特別に保護を下す可し  
と其願望者も求めたるも中にも人二名有りて其一方は  
政府との約束を以て航海用の汽船を以て英國海軍省の指  
定する方式に従て之を製造し一時間力十六ノット以

加奈陀 蘇西 喜望峯 角峯

日本	九、二五〇	一三、七五〇	一五、五〇〇	一五、五〇〇
上海	一〇、五〇〇	一三、五〇〇	一四、二五〇	一六、〇〇〇
香港	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一六、〇〇〇
新嘉坡	一二、五〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	一六、二五〇
泗水	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、二五〇	一六、二五〇
仰光	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、二五〇	一六、二五〇
倫敦	一三、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、二五〇	一六、二五〇

官報  
○逓信省告示第二百十八號  
左ノ郵便局名ヲ改稱ス  
長門國厚秋郡 喜稱 改稱  
長門國豐浦郡 喜稱 改稱  
長門國豐浦郡 喜稱 改稱  
○逓信省告示第二百十九號  
安藝國安藝郡吳港ニ三等電信局ヲ設キ吳電信局ト稱シ  
○逓信省告示第二百十九號  
安藝國安藝郡吳港ニ三等電信局ヲ設キ吳電信局ト稱シ  
○逓信省告示第二百十九號  
安藝國安藝郡吳港ニ三等電信局ヲ設キ吳電信局ト稱シ

○發明煉石灰 續須製造船所當會長海軍屬熊谷直孝は  
本務の暇多年の苦心を以て一種の煉石灰を發明し其試  
驗著しき好結果を奏したり通常煉石灰の原質は石灰及  
火山灰を以て之を製するものなるに熊谷直孝發明のも  
のは火山灰に代ふるに土炭粉を以てするなり此土炭は  
之を鹽酸中に溶解するに其成分硫酸二〇・九六、礬土九  
・六五、苦土一・二一、石灰五・六七、酸化鐵六・一五、水一  
九・六九にして神奈川縣下久良岐郡及鎌倉郡三浦郡等  
到處に之を見ざるは幸か就中横須賀地方の如きは地盤  
全く此土炭より成れるを以て山腹水崖容易に之を採掘  
し得へし故に火山灰に比するに其價格の低廉なるは固  
より言ふ待たず且つ之を以て製せる煉石灰は試煉上其  
硬化力と定するに通常の煉石灰に超ゆるものと殆んど  
二倍にして今二種の煉石灰を取り之を比較するに硬化  
力の強弱と價格の差違等左の如し  
通常煉石灰及熊谷直孝發明煉石灰試煉比較表

十月汽車運送收入以左表の如し

種別	普通煉石灰	熊谷直孝發明煉石灰
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三
煉石灰	三三三三三	三三三三三

○英國公使アランケ  
に目下歸省中なる日  
東京の任地に歸るに  
だ其終りを告げたるに  
に達したれば或いは  
あまたり  
○醇親王の病氣  
上に記したるが其後  
執りたるが爲め大に  
したるを以て西太后  
したる海軍省の事務  
任せしめて親王に休  
て君恩の厚きに感  
として尙五日は一  
ムス新明に見ゆ  
○旅順港の虎列刺  
たるが其後の報に據  
たる趣き尤も未だ  
ども死亡者の割合  
働者が不潔なる水  
潔なる水を飲用し  
の甚だ寡かりし又  
に引續き熱病の流行  
きよし  
○桑名英學専門學會  
たる者なるが其後  
行人はリツチフ  
○太平洋郵船の競  
郵便汽船会社に於  
的に船脚早き英國  
中なるが其中二  
至るべし聞く所に  
奈陀汽船より一日  
○對馬通信 十一日  
肥後丸乗客 昨十  
又長崎控訴院檢事  
巡視として來歸し  
氏剛土木會社社長  
の爲り奉歸し即日  
金山丸、ハ竹原浦  
餘程便利を與へし  
云々  
○慶應義塾の原因